

名古屋市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第98号

名古屋市会計規則の一部を改正する規則

名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 款 小切手（第96条―第 108 条）」を「第 5 款 削除」に改める。

第25条第 1 項中「小切手」の次に「等（令第 156 条第 1 項第 1 号に規定する小切手等をいう。以下同じ。）」を加える。

第50条中「満した」を「満たした」に改め、「（令第 156 条第 1 項第 1 号に規定する小切手等をいう。以下同じ。）」を削り、「ときは」を「ときは、」に改める。

第69条第 2 項中「支払期日又は期限のある支払金に係る」を削り、「期日又は期限」を「支払期日又は支払をすべき期限」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会計管理者等がやむを得ない理由があると認めるときは、この限

りでない。

第88条第1項及び第89条中「小切手又は」を削る。

第3章第4節第5款を次のように改める。

第5款 削除

第96条から第108条まで 削除

第120条第1項中「小切手」を「小切手等」に改める。

第22号様式から第24号様式までを次のように改める。

第22号様式から第24号様式まで 削除

第70号様式から第73号様式までを次のように改める。

第70号様式から第73号様式まで 削除

第74号様式中

「

請 求 番 号	第	号	小切手番号	第	号
---------	---	---	-------	---	---

」

を

「

請 求 番 号	第	号
---------	---	---

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(公印規則の一部改正)

2 公印規則（昭和37年名古屋市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表市会計管理者印の項中

やまと 古字	方 21	名古屋市 会計管理者	会計事務用	会計室 会計課長	
てん書	径 15	名古屋市 会計管理者	小切手振出専 用	会計室 会計課長	を

やまと 古字	方 21	名古屋市 会計管理者	会計事務用	会計室 会計課長	に
-----------	------	-----------------------------	-------	-------------	---

改める。